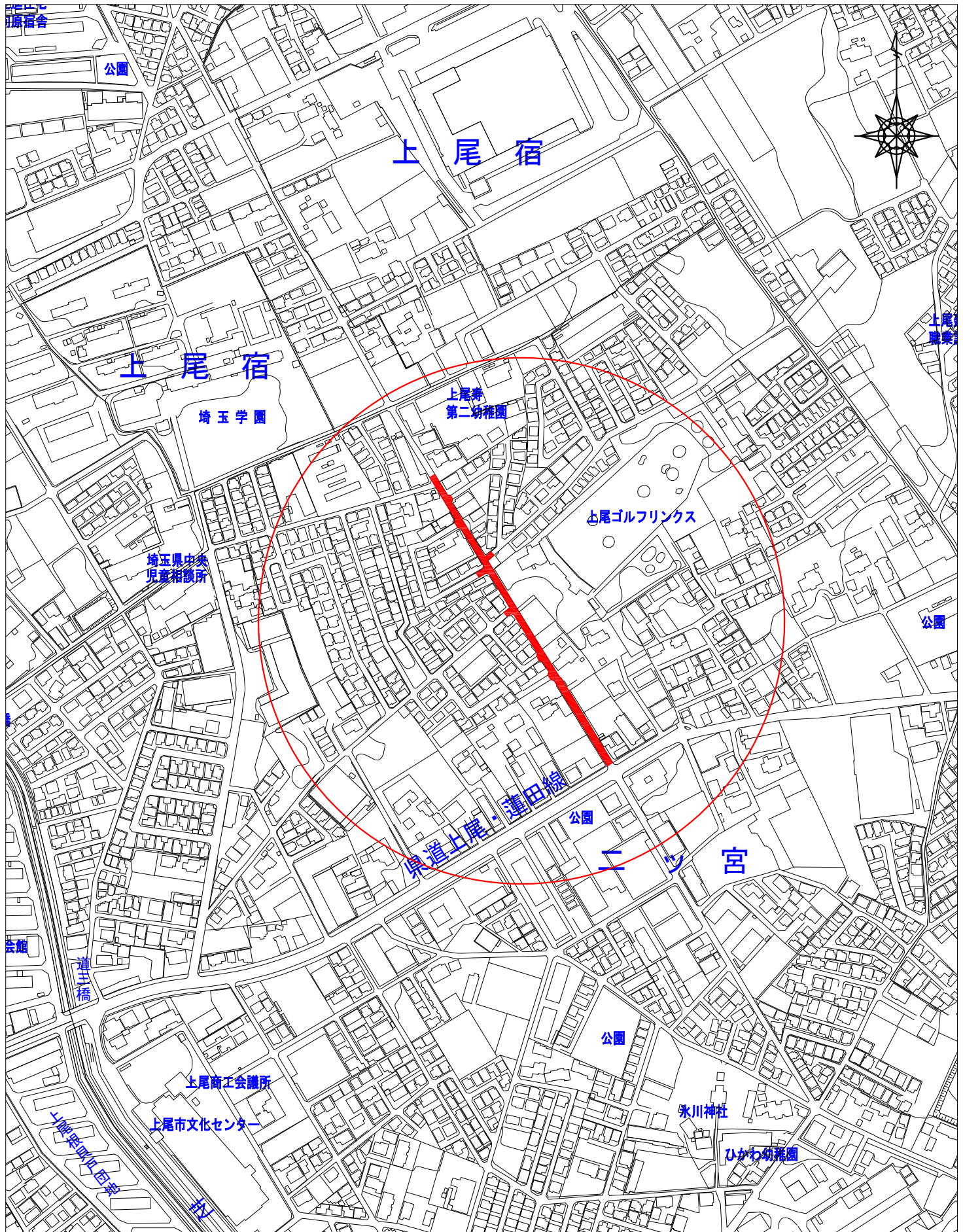


令和 7 年度 工 事 仕 様 書							
						検算	設計
工 事 名		7 - 3 舗装本復旧工事					
工 事 場 所		上尾市二ツ宮地内（市道30660号線、外5路線）					
路 河 川 名 称							
事 業 名							
工 事 大 要		工事延長 3 4 3 m 車道1層部 1 3 5 7 m ² 歩道部 7 m ² 区画線工 1 式					

変 更 理 由					
備 考 配令 6 - 1					
地 区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.04	機械経費(賃料)補正	1.02
単価適用年月	令和07年05月01日付 公共				
工 期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	公共 令和06年度				
主たる工種	舗装工事				
施工地域	一般交通影響有り(2)-1				
設 計	当 初 金 額		変 更 金 額		
	工 事 価 格				
	消 費 税 相 当 額				
	合 計				
請 負	工 事 価 格				
	消 費 税 相 当 額				
	合 計				
	請 負 増 減 額				
週休 2 日区分	4週8休補正(月単位)				

位置図



工事場所

7 - 3 舗装本復旧工事

本工事費内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
舗装本復旧工事	1	式			
舗装工	1	式			
本復旧工	1	式			
車道1層部	1	式			
舗装版切断工	49	m			明 1 号
舗装版破碎工	1,357	m ²			明 2 号
舗装殻運搬処分工	67	m ³			明 3 号
不陸整正工	1,357	m ²			明 4 号
表層工	1,357	m ²			明 5 号
歩道部	1	式			
舗装版切断工	5	m			明 6 号
舗装版破碎工	7	m ²			明 7 号
舗装殻運搬処分工	0.4	m ³			明 8 号
不陸整正工	7	m ²			明 9 号

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

本工事費内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
表層工	7	m2			明 10 号
視覚障がい者誘導誘導標示	0.9	m2			明 11 号
区画線工	1	式			
区画線工	1	式			
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 白	579	m			明 12 号
区画線設置 溶融式手動 破線 30cm 白	20	m			明 13 号
区画線設置 溶融式手動 ゼブラ 45cm 白	1	m			明 14 号
区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 白	208	m			明 15 号
区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 黄	20	m			明 16 号
カラー舗装 緑	84	m2			明 17 号
交通誘導	1	式			
交通誘導	1	式			
交通誘導警備員A		人			明 18 号
交通誘導警備員B		人			明 19 号

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

本工事費内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			一般交通影響有り(2)-1
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			一般交通影響有り(2)-1
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭的保証を必要とする
(内 契約保証補正加算額)					
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

上尾市

[illegible]

7

7 - 3 舗装本復旧工事

第 2 号 明細書					
舗装版破碎工					
1 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
舗装版破碎積込(電線共同溝工)	1	m2			P 2 号
計					
単位当たり					

上尾市

[illegible]

9

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 5 号 明細書					
表層工					
1 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度720(13)	1	m2			P 4 号
計					
単位当たり					

上尾市

[illegible]

12

[illegible]

13

[illegible]

14

[illegible]

15

7 - 3 舗装本復旧工事

第 10 号 明細書					
表層工					
1 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
表層(歩道部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アス(13)	1	m2			P 6 号
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 18 号 明細書					
交通誘導警備員A					
1 人 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
交通誘導警備員 A		人			4週8休補正(月単位)
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 19 号 明細書					
交通誘導警備員B					
1 人 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
交通誘導警備員 B		人			4週8休補正(月単位)
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 1 号 代価表					
不陸整正(路床又は路盤の補足材敷均し転圧) 総施工量1000m2以上 舗装版のみ打換え 1層					
100 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			4週8休補正(月単位)
特殊作業員		人			4週8休補正(月単位)
普通作業員		人			4週8休補正(月単位)
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.09-0.11m3(平積0.07-0.08)		日			
タイヤローラ運転(賃料) 8～20t		日			
振動ローラ運転(賃料) (舗装用)搭乗式・コンパ' イント' 型3～4t		日			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 2 号 代価表					
不陸整正(路床又は路盤の補足材敷均し転圧) 総施工量1000m2未満 舗装版のみ打換え 1層					
100 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
土木一般世話役		人			4週8休補正(月単位)
特殊作業員		人			4週8休補正(月単位)
普通作業員		人			4週8休補正(月単位)
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.09-0.11m3(平積0.07-0.08)		日			
タイヤローラ運転(賃料) 8～20t		日			
振動ローラ運転(賃料) (舗装用)搭乗式・コンパ' イント' 型3～4t		日			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 3 号 代価表 区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 1,000 m 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	1,000	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ビーズ15～18 白	570	kg			
ガラスビーズ 0.106～0.850mm	25	kg			
接着用プライマー 区画線用	25	kg			
軽油		l			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 4 号 代価表 区画線設置 溶融式手動 破線 30cm 塗布厚1.5mm 白 1,000 m 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 破線30cm 制約無	1,000	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ビーズ15～18 白	1,130	kg			
ガラスビーズ 0.106～0.850mm	50	kg			
接着用プライマー 区画線用	50	kg			
軽油		l			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 5 号 代価表 区画線設置 溶融式手動 ゼブラ 45cm 塗布厚1.5mm 白 1,000 m 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	1,000	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15～18 白	1,700	kg			
ガラスピーズ 0.106～0.850mm	75	kg			
接着用プライマー 区画線用	75	kg			
軽油		l			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 6 号 代価表					
区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 塗布厚1.5mm 白					
1,000 m 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	1,200	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15～18 白	684	kg			
ガラスピース 0.106～0.850mm	30	kg			
接着用プライマー 区画線用	30	kg			
軽油		l			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 7 号 代価表 区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 塗布厚1.5mm 黄 鉛・ｸﾗﾌﾞﾌﾘｰ 1,000 m 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	1,200	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15～18 黄 鉛・ﾌﾘｰ	684	kg			
ガラスピース 0.106～0.850mm	30	kg			
接着用プライマー 区画線用	30	kg			
軽油		l			
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%			
計					
単位当たり					

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 1 号 施工パッケージ 舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下 1 m 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
コンクリートカッタ[バキューム式・湿式] 径φ56cm 切削深20cm級 超低騒音型						
その他(機械)						
【労務】						
特殊作業員						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
普通作業員						4週8休補正(月単位)
その他(労務)						
【材料】						
コンクリートカッタ (ブレッド) 径18インチ						
ガソリン レギュラー						
その他(材料)						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版 [J5] = 1 費用の内訳 全ての費用				[J2] = 1 アスファルト舗装版厚 15cm以下		

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 2 号 施工パッケージ 舗装版破碎積込(電線共同溝工) 1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
バックホウ(加-5)[超小旋回型・クレーン機能付] 山積0.28m3(平積0.2m3)1.7t吊						4週8休補正(月単位)
【労務】						
普通作業員						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
運転手(特殊)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 3 号 施工パッケージ 運搬(電線共同溝工) アスファルト塊 運搬距離6.0km以下 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
ダンプトラック ワロード・ディーゼル 4t 積級						
【労務】						
運転手(一般)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 2 積載区分 アスファルト塊 [J4] = 4 運搬距離 6.0km以下				[J2] = 2 DID区間の有無 有		

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 4 号 施工パッケージ 表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13) 1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]舗装幅2.3～6.0m						4週8休補正(月単位)
タイヤローラ[普通型] 運転質量 8～20t						4週8休補正(月単位)
ロードローラ[マカダム] 運転質量10～12t						4週8休補正(月単位)
その他(機械)						
【労務】						
普通作業員						4週8休補正(月単位)
運転手(特殊)						4週8休補正(月単位)
特殊作業員						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
その他(労務)						
【材料】						
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)						
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用						

上尾市

[illegible]

37

7 - 3 舗装本復旧工事

第 5 号 施工パッケージ 舗装版破碎積込(小規模土工) 1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
小型バックホウ 排対型:2次基準 刈-ラ型 山積0.13m3(平積0.10m3)						
【労務】						
運転手(特殊)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 費用の内訳 全ての費用						

上尾市

7 - 3 舗装本復旧工事

第 6 号 施工パッケージ 表層(歩道部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13) 1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】						
振動ローラ(舗装用) ハンドガイト式 運転質量0.5～0.6t						
振動コンパクタ[前進型] 機械質量40～60kg						
その他(機械)						
【労務】						
特殊作業員						4週8休補正(月単位)
普通作業員						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
その他(労務)						
【材料】						
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)						
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコ-ト用						
ガソリン レギュラー						
軽油						

上尾市

[illegible]

40

7 - 3 舗装本復旧工事

第 7 号 施工パッケージ 特殊ブロック舗装 設置 30cm × 30cm 1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比(%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【労務】						
普通作業員						4週8休補正(月単位)
ブロック工						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
特殊作業員						4週8休補正(月単位)
その他(労務)						
【材料】						
誘導(点字)ブロック 300 × 300 × 60 平板						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 作業区分 設置			[J2] = 1 ブロック規格 30cm × 30cm			

上尾市

7 - 3 舖裝本復旧工事

[illegible]

上尾市

数 量 総 括 表

数量総括表

種 別	規 格・寸 法	単 位	数 量	内訳書数量	摘 要
工事延長		m	343.6	343	
車道一層部					
舗装版切断工	t=50mm	m	49.2	49	
舗装版破碎工	t=50mm	m ²	1,357.7	1,357	0.28BH
舗装殻運搬処分工		m ³	67.9	67	4tダンプ
不陸整正工	補足材あり	m ²	1,357.7	1,357	
表層工	再生密粒度アスコン t=5cm	m ²	1,357.7	1,357	
歩道部					
舗装版切断工	t=50mm	m	5.4	5	
舗装版破碎工	t=50mm	m ²	7.2	7	0.28BH
舗装殻運搬処分工		m ³	0.4	0.4	4tダンプ
不陸整正工	補足材あり	m ²	7.2	7	
表層工	再生密粒度アスコン t=5cm	m ²	7.2	7	
視覚障がい者誘導標示		m ²	0.9	0.9	
区画線工					
150 実線	白	m	579.1	579	
300 破線	白	m	20.5	20	
450 ゼブラ	白	m	1.7	1	
文字・記号	白	m	208.3	208	
文字・記号	黄	m	20.0	20	
カラー舗装	緑	m ²	84.5	84	

数量計算書

道路数量計算書

	車道一層部	歩道部	
工事延長	L = 340.66 + 3.00	=	343.6 m
車道一層部			
舗装版切断工(5cm)	L = 49.20	=	49.2 m
舗装版破碎工(5cm)	(1) A = 1,357.70	=	1,357.7 m ²
舗装殻運搬処分工	(1) 舗装厚 V = 1,357.70 × 0.05	=	67.9 m ³
不陸整正工	(1) A = 1,357.70	=	1,357.7 m ²
表層工(厚5cm)	(1) A = 1,357.70	=	1,357.7 m ²
歩道部			
舗装版切断工(5cm)	L = 5.40	=	5.4 m
舗装版破碎工(5cm)	(2) A = 7.20	=	7.2 m ²
舗装殻運搬処分工	(2) 舗装厚 V = 7.20 × 0.05	=	0.4 m ³
不陸整正工	(2) A = 7.20	=	7.2 m ²
表層工(厚5cm)	(2) A = 7.20	=	7.2 m ²
視覚障がい者誘導標示	A = 0.90	=	0.9 m ²
区画線工			
150 (白) 実線	L = 579.1	=	579.1 m
300(白)破線	L = 20.5	=	20.5 m
450(白)ゼブラ	L = 1.7	=	1.7 m
文字・記号(白)	L = 208.3	=	208.3 m
文字・記号(黄)	L = 20.0	=	20.0 m
カラー舗装(緑)	A = 84.5	=	84.5 m ²

鋪 装 面 積 計 算 書

車道一層部 本復旧面積計算書

No. 0		0.00		
	1.800		1.885	3.39
No. 0 + 1.800		3.77		
	18.200		3.765	68.52
No. 1		3.76		
	12.800		3.780	48.38
No. 1 + 12.800		3.80		
	0.000		4.125	0.00
No. 1 + 12.800		4.45		
	6.600		4.125	27.23
No. 1 + 19.400		3.80		
	0.000		4.125	0.00
No. 1 + 19.400		4.45		
	0.600		4.150	2.49
No. 2		3.85		
	14.600		3.795	55.41
No. 2 + 14.600		3.74		
	0.000		4.070	0.00
No. 2 + 14.600		4.40		
	5.400		4.150	22.41
No. 3		3.90		
	1.950		3.820	7.45
No. 3 + 1.950		3.74		
	0.000		4.070	0.00
No. 3 + 1.950		4.40		
	18.050		4.115	74.28
No. 4		3.83		
	20.000		3.780	75.60
No. 5		3.73		
	0.350		3.795	1.33
No. 5 + 0.350		3.86		
	0.000		4.160	0.00
No. 5 + 0.350		4.46		
	7.350		4.445	32.67
No. 5 + 7.700		4.43		
	0.000		4.130	0.00
No. 5 + 7.700		3.83		
	12.300		3.795	46.68
No. 6		3.76		
	20.000		3.755	75.10
No. 7		3.75		
	2.100		3.755	7.89
No. 7 + 2.100		3.76		

	0.000		4.060	0.00
No. 7 + 2.100		4.36		
	5.200		4.380	22.78
No. 7 + 7.300		4.40		
	0.000		4.100	0.00
No. 7 + 7.300		3.80		
	12.700		3.785	48.07
No. 8		3.77		
	20.000		3.775	75.50
No. 9		3.78		
	20.000		3.765	75.30
No. 10		3.75		
	5.850		3.725	21.79
No. 10 + 5.850		3.70		
	0.000		3.985	0.00
No. 10 + 5.850		4.27		
	7.150		4.270	30.53
No. 10 + 13.000		4.27		
	0.000		3.985	0.00
No. 10 + 13.000		3.70		
	1.500		3.575	5.36
No. 10 + 14.500		3.45		
	0.000		3.925	0.00
No. 10 + 14.500		4.40		
	5.500		4.585	25.22
No. 11		4.77		
	20.000		4.785	95.70
No. 12		4.80		
	20.000		4.805	96.10
No. 13		4.81		
	20.000		4.820	96.40
No. 14		4.83		
	18.900		4.830	91.29
No. 14 + 18.900		4.83		
車道一層部延長				
小 計	298.900			1,232.87
詳細図1	① (6.96 + 5.90) × 2.85 ÷ 2 =			18.33
	② 2.46 × 1.30 ÷ 2 =			1.60
	③ 2.50 × 1.23 ÷ 2 =			1.54
小 計				21.47
詳細図2	① (13.20 + 12.10) × 2.70 ÷ 2 =			34.16
小 計	49			34.16

詳細図3	① $(11.60 + 10.70) \times 3.50 \div 2 =$	39.03
	② $2.70 \times 1.30 \div 2 =$	1.76
	③ $2.73 \times 1.44 \div 2 =$	1.97
小 計		42.76
詳細図4	① $(10.00 + 9.00) \times 3.12 \div 2 =$	29.64
	② $2.87 \times 1.67 \div 2 =$	2.40
小 計		32.04
控除(人孔蓋)	$0.35 \times 16.00 =$	-5.60
小 計		-5.60
計		(1) 1,357.70
延長計算	車道一層部延長 $298.90 + 6.96 + 13.20 + 11.60 + 10.00 =$	340.66

歩道部 本復旧面積計算書		
詳細図5	$3.00 \times 1.20 + 3.00 \times 1.20 =$	7.20
小 計		7.20
合 計		(2) 7.20
延長計算	歩道部延長 $3.00 =$	3.00
視覚障がい者誘導表示	$3.00 \times 0.30 =$	0.90
小 計		0.90
合 計		0.90

舗装切断延長計算表												
舗 装 切 断	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)			
5 c m	4.40	+	5.05	+	3.10	+	7.35	+	3.10	+		
	(6)		(7)		(8)		(9)		(10)			
	3.70	+	3.50	+	7.10	+	7.10	+	4.83	=	49.2 m	
舗装切断(歩道部)	(11)											
5 c m	5.40										= 5.40 m	

[illegible]

週休 2 日制適用【発注者指定型及び現場閉所型】

上尾市水道工事特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、上尾市水道工事標準仕様書（令和 6 年 6 月 1 日版）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定め、受注者はこれを遵守し工事を施工するものとする。

なお、上尾市水道工事標準仕様書（令和 6 年 6 月 1 日版）は上下水道部ホームページ（<https://www.city.ageo.lg.jp/site/suido/list18-65.html>）に掲載しているほか、上下水道部水道施設課において閲覧することができる。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、上尾市上下水道部発注の上水道事業に係る工事に適用する。

(共通事項)

第 3 条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「資源有効利用促進法」という。）等の規定により、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」の作成を要する工事について、原則、COBRIS での入力を行い、以下の書類を提出するとともに、これらの記録を保存する。

(1) 施工計画作成時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）

(2) 工事完了時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）

2 受注者は、工事の施工前に前項第 1 号に掲げる「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容について、発注者へ説明しなければならない。

3 受注者は前項の説明を実施した後、当該計画を公衆の見えやすい場所へ掲示するものとする。

4 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付するものとする。
なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付するものとする。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するものとする。

5 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

6 受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、第 1 項第 2 号に掲げる「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に基づき、当該実施状況を報告しなければならない。

（受領書の交付）

第 4 条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第 5 条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

第 6 条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量、その他法令に基づく事項）と「第 5 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項」等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

第 7 条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった

場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（建設発生土の搬出）

第8条 建設発生土は、（別添1）に記載した土質改良プラントのいずれかにおいて処分するものとする。

2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事前に発注者の承諾を得た場合にあっては、（別添1）に記載した土質改良プラント以外の施設において、建設発生土を処分することができる。

4 いずれの処分地を選定した場合にであっても、設計変更は行わない。ただし、現場条件や搬出先の事情等、不可効力により、受注者が遠方の処分地を選定したと発注者が認めたときは、設計変更を行うものとする。

（建設廃棄物の再資源化等）

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再資源の利用）

第 10 条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50, (20)-50	表層及び基層等
再生粒調碎石	40mm 以下	車道路盤等
再生切込碎石	40mm 以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分 含有率 50%未満	歩道等
再生骨材生コンクリート	L 18-10-20BB	均しコンクリート等

なお、現場から 40 km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（ゼロ・エミッション工事の推進）

第 11 条 工事の施工にあたっては、ゼロエミッション工事の推進に努めることとする。

（CORINS 登録）

第 12 条 工事請負額 500 万円以上の工事については、CORINS 登録すること。

（法定外の労災保険の付保）

第 13 条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（週休 2 日制適用工事）

第 14 条 本工事は、上尾市「週休 2 日制適用工事（発注者指定型及び現場閉所型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休 2 日制適用工事」試行要領によるものとする。
試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

(<https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html>)

工事の施工管理に関する特記仕様書

本工事の施工管理については、上尾市工事請負契約約款、その他関係法規を遵守すること。

また、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書（土木工事編）及び、埼玉県土木工事实務要覧（仕様書編、施工編）についても、埼玉県を上尾市に読み替えて工事の施工管理にあたること。

（占有物件切回し工事等の施工管理）

受注者は、本工事に伴い道路内の既存占有物件切回し工事等を施工する必要がある場合、発注者と協議を行うこと。

電子納品に関する特記仕様書

（適用）

第 1 条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

（電子成果品の作成）

第 2 条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準及び、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に示された内容に基づいて作成する。

（電子成果品の提出）

第 3 条 成果品は、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により 1 部提出する。

（電子成果品の確認）

第 4 条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、上尾市水道工事標準仕様書に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、上尾市上下水道部発注の上水道事業に係る工事に適用する。

(処理方法)

第 3 条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、排水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第 4 条 受注者は、濁水を搬入する業者は、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を受けている事業者で、搬入業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、受注者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託することができる。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の D 票及び E 票の写しを監督員に提出すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2 票の写しも監督員に提出すること。

(別添 1)

指定処分先一覧

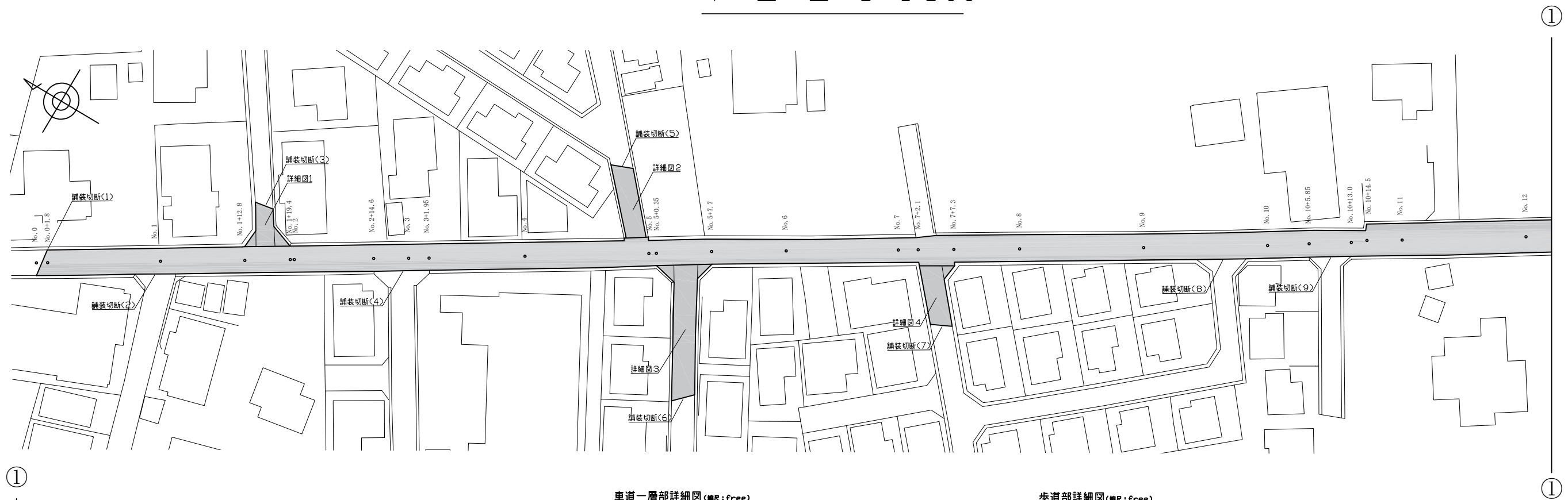
※積算条件に用いる運搬距離は、当該現場から最短距離に位置する処分地を選定し算出しており、受注者が下記一覧より選定した処分地に応じて設計変更するものではない。

プラント会社名	処分地
(株)サンエコセンター	さいたま市見沼区片柳 1 - 3 6 8 - 4
(株)オザワ 天沼プラント	さいたま市大宮区天沼町 2 - 1 2 5 8
(株)関根商店 三橋改良土センター	さいたま市西区三橋 5 - 1 7 6 8
五葉建材(株) エコプラザさいたま	戸田市笹目 5 - 1 - 7
土リサイクルセンター(株) 川口プラント	川口市西新井宿 1 3 7 4
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体 朝霞リサイクルステーション	朝霞市上内間木 5 0 3 - 6
(株)祥和コーポレーション 埼玉改良土センター	新座市野火止 3 - 2 - 3 3
(株)ウインテック・関口工業(株)共同企業体 和光リサイクルステーション	和光市新倉 8 - 2 2 - 1 6
柳沢コンクリート工業(株) 埼玉中央改良土プラント	桶川市川田谷 7 9 3
野崎興業(株) エコリサイクルプラント	北足立郡伊奈町小室 4 8 3 0 - 1
木村建材工業(株) リサイクルセンター	川越市中福 9 1 8 - 1
(株)ホートー 川越リサイクルプラント	川越市下赤坂 1 8 0 0 - 3
リコ・スタイル(株) 三芳改良土プラント	入間郡三芳町上富 1 9 6 - 2
(株)加藤建設工業 武蔵プラント	日高市上鹿山 7 9 5 - 3
(株)春日部資材 彩の国改良土プラント	春日部市下大増新田 2 8 1 - 1
(有)彩光 草加市プラント	草加市柿木町 1 0 9 6 - 1
須合建設(株) ミサト改良土センター	三郷市インター南 1 - 2 - 2 0
(株)埼玉車輛 改良土プラント	草加市長栄 1 - 6 3 0 - 1
(有)荻宿興業 蓮田土質改良プラント	蓮田市閭戸 5 7 6 - 1

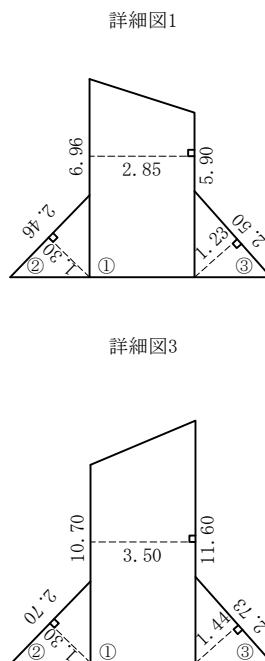
区画線平面図 S=Free



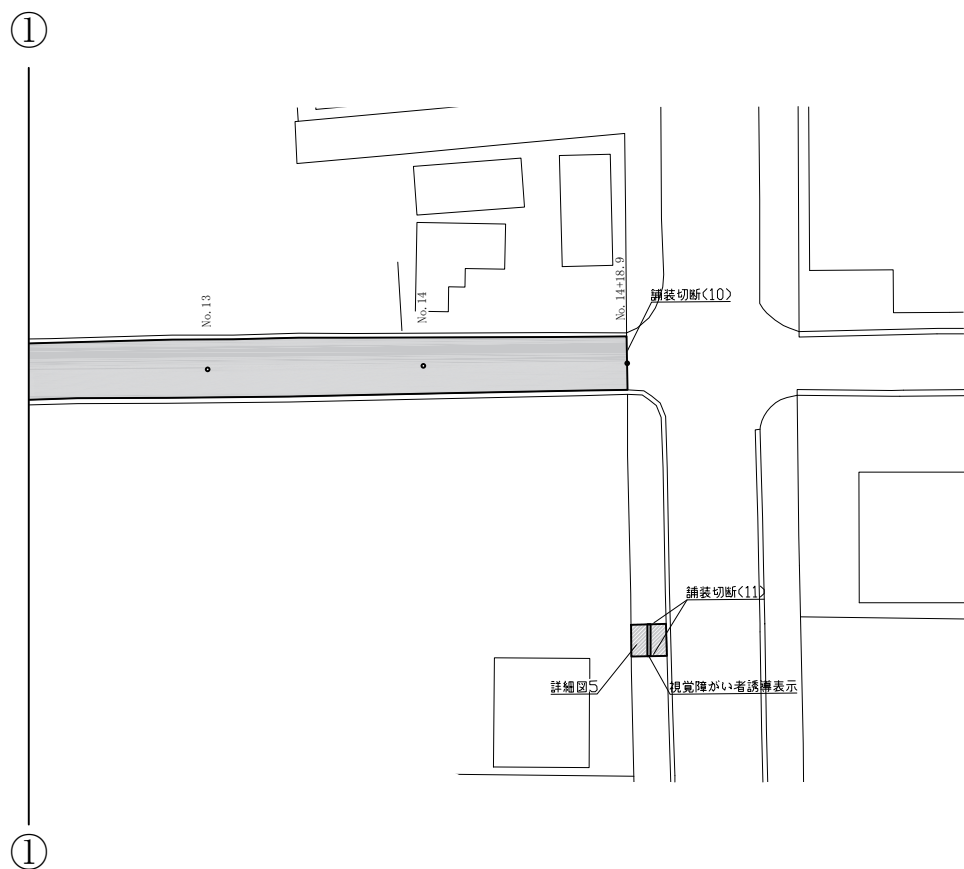
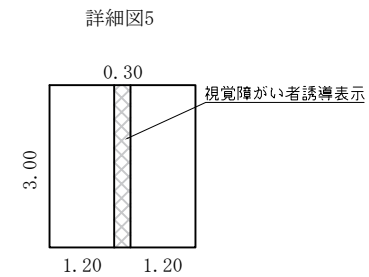
平面图 S=1:500



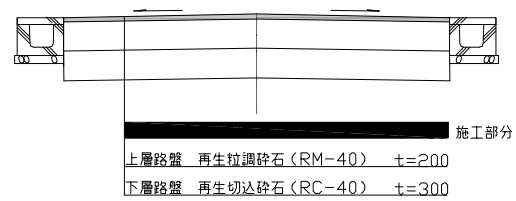
車道一層部詳細図 (縮尺: free)



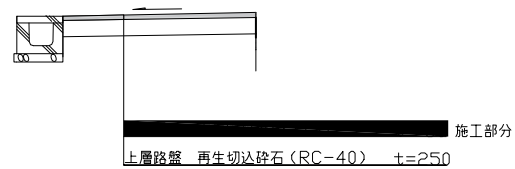
歩道部詳細図(縮尺:free)



車道一層部標準断面図



歩道乗入部標準断面図



施工範囲	組成名
	市道車道一層部
	歩道部

本図面の縮尺はA2版

管理図 No.	D-2-34, 40						
工 事 名	7-3舗装本復旧工事						
工 事 場 所	上尾市二ツ宮地内(市道30660号線、外5路線)						
図 面 名	平面図、詳細図、車道標準断面図						
	令和 7 年 5 月			縮尺	図 示		
上尾市 上下水道部		課 長	主 幹	グロブリーター	設 計	写 図	図 番
							1/1